

社会福祉法人大幸福社会

役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大幸福社会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条、評議員選任・解任委員会運営細則第13条の規定に基づき、顧問、役員、評議員、及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等のうち、常勤の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬額（年俸額）は次の通りとし、上限額を超えて支給する場合は、理事会の承認を得て支給額を決定し支給する。

- (1) 理事長 前年度事業活動収入×3%以内（上限額は3,000万円とする）
- (2) 常務理事 上限額は1,500万円とし、その範囲内で理事長が定める額

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、銀行振込にて毎月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人の業務のために旅行（宿泊をともなう1日を単位とした旅行）したときは、その都度費用を弁償する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて交通費の実費額とする。

3 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席した際、あるいは旅行した際には、その都度日当を定款で定めた範囲で支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

4 日当は次のとおりとする。

- (1) 顧 問 1日につき 11,140円
- (2) 監 事 1日につき 11,140円
- (3) 理 事 1日につき 11,140円
- (4) 評議員 1日につき 11,140円
- (5) 評議員選任・解任委員 1日につき 11,140円

付 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、令和 3年4月1日から施行する。